

会 議 録

会議の名称	平成 27 年 第 2 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 27 年 5 月 13 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 13 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	堀口 富士夫、金井 喜久夫、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、黒岩 茂夫、江川 知宏、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、内野 勲
	事務局	春山 康壽 (保健部長)、中田 啓一 (保険課長)、 山田 由幸 (収納課長)、榊田 恵 (保険課課長補佐兼 国保係長)
欠席者	市川 寛 (被保険者代表)、益子 研士 (保険医又は保険薬剤師代表)、 佐々木 義弘 (公益代表)、細野 仁 (被用者保険等保険者代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 委員及び事務局職員自己紹介 4 議題 報告事項 1 本庄市国民健康保険条例の一部改正について 報告事項 2 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について その他 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算速報について 5 その他 6 閉会	
配布資料	・報告事項 1 資料 ・報告事項 2 資料 ・国民健康保険特別会計決算状況表	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 ただ今から平成 27 年第 2 回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	3. 委員及び事務局職員自己紹介 【委員、事務局職員順次自己紹介】 【本協議会成立の報告】 議事の進行につきましては、規約に基づき会長にお願いいたします。
保険課長	4. 議題 【報告事項 1 本庄市国民健康保険条例の一部改正について説明】
議長	報告事項 1 につきまして、皆様からご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項 1 の本庄市国民健康保険条例の一部改正については、この内容で 6 月議会に議案提出させていただきますのでご了承ください。
保険課長	【報告事項 2 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について説明】
議長	報告事項 2 につきまして、皆様からご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 ないようですので、報告事項 2 については、この内容で変更となりますのでご承知おきください。
保険課長	【その他 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算速報について説明】
議長	決算速報について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。(なし) 現在、国保の都道府県化ということで、国の方でも審議に入ったということが新聞に掲載されていました。私が出席した研修会でも地方財政の健全化ということで、国保のことが随分と話題になっていました。どこの市町村でも国保財政が厳しいということもあり、都道府県化について賛成意見が多いのかと思っておりましたが、反対意見もあるようでしたので、どのような状況であるのか事務局から説明をお願いいたします。
保険課長	国民健康保険は、市町村が保険者となり運営してきましたが、国の法律改正により、平成 30 年度を目途に県と市町村の連合組織が保険者となる広域化が進められています。現在、国会で広域化の内容を含んだ国民健康保険法の改正案が審議されているところです。改正案の成立後

<p>保険課長</p>	<p>に、埼玉県と県内各市町村で事務のすり合わせ作業が始まるという状況です。</p> <p>財政関係の事務の主体は県が行い、窓口サービスや国保税の賦課・徴収は引き続き市町村が行うということで調整が進められて来ています。</p> <p>そして、国保税についてはこれまでどおり市町村ごとに賦課をすることになります。県内統一保険税ではないということです。</p> <p>広域化による広域連合から各市町村の医療費実績等を勘案して納付金という形で請求されますので、その納付金を支払うために市町村は被保険者に対して賦課・徴収して賄う必要があります。納付金は各市町村で違いますので、それを賄う国保税等も違ってくるということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>広域化というのは、埼玉県内でいくつのブロックに分かれるのですか。</p>
<p>保険課長</p>	<p>ブロック化するのではなく、埼玉県全体でひとつの保険者となります。県が財政運営の責任主体となり、市町村は医療費実績等に基づき県へ納付金を納めるという形になり、その納付金に対して保険税を決めていくこととなります。県の方で標準的な税額を決めるという案も出ていますが、先ほども申し上げたように、県内統一保険税にはなりません。</p>
<p>委員</p>	<p>本庄市として大きく変わることはなんですか。</p>
<p>保険課長</p>	<p>被保険者のみなさんの立場とすると、ほとんど変わることはありません。今までどおり本庄市が国保税を賦課・徴収して、給付についての窓口サービスを行います。ただ、国・県・社会保険などに対して行っていた交付金事務等を、市町村ではなく県が行うようになるという事務手続き上の取扱いが変更されます。事務的な部分での変更が大きいということです。</p> <p>その他、広域連合という大きな母体の保険者になりますので、これまで財政的な負担が大きかった小さい町村などは、母体が大きくなることで財政的に安定化が図れます。また、県南地域と県北地域では被保険者の所得レベルの差がありますが、広域化により納めることになる納付金はその所得レベルに応じたものになるとも聞いています。そういう意味では県内である程度平等化されるのではないかと考えます。</p>
<p>副会長</p>	<p>高齢化に伴い医療費の負担が年々上がっていて、本庄市でも財政的負担が大きいという現状があり、健康づくりというものに注目していくべきかと思います。</p> <p>年をとれば誰でも病気がちになると思いますが、少しでも健康で長生きできるように、積極的に健康づくりを考えてそういった取組をしてい</p>

	くべきだと思うのですがいかがでしょうか。
保険課長	<p>これからの人口減少・高齢化が進み、介護費、保険給付費共に段々伸びていくことが予想されています。国・県もこの状態を危惧し、健康づくりに力を入れる政策を進めています。</p> <p>本庄市でも、今年度の新規事業として、健康づくりチャレンジポイント事業を始めることにしました。国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の自主的な健康づくりを推進する事業です。市主催の健康事業等に参加してポイントを集め賞品と交換するという、やる気にさせるような事業になります。</p> <p>また、6月には特定健康診査が始まりますが、受診率を上げようと、去年まで1人500円かかっていた集団健診の健診料を無料化し、特定健診の受診率向上に努めていきたいと思えます。</p> <p>その他、市の広報紙やホームページ、通知等にできるだけ健康づくりに関連した情報を積極的に提供し、市民のみなさんの健康づくりへの意識の向上を図っていければと考えています。</p> <p>健康推進課では、去年から健康づくり推進総合計画を策定中です。今年度中には策定しますので、その後、実務上、計画を推進していく予定となります。</p>
保険課長	<p>5. その他</p> <p>【はにぼんチャレンジ2015について説明・次回運営協議会の日程を提案】</p>
副会長	<p>6. 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

平成27年 6月 9日

会議録署名 会長

梶沼 光男